

議長	事務局長	次長	係長	書記

全員協議会要点記録

(開会中)

会議名	全員協議会		
開会日時	令和 3年 9月 21日 (火)	9時00分	開会
	令和 3年 9月 21日 (火)	12時17分	閉会
場所	第1委員会室		
出席者数	在籍者16名中、16名出席		
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—
	—	—	—
欠席議員	—	—	—
説明のため出席したもの	職名	氏名	職名
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
出席した事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係長	藤井 伸樹	総務係主査
			國岡 浩祐
			日野 貴恵

事項	<ul style="list-style-type: none">・開会・議長あいさつ・議長報告等<ul style="list-style-type: none">(1) 議会のうごき(2) 委員長等報告(3) その他・協議事項<ul style="list-style-type: none">(1) 各種審議会委員の選出について・その他・議員間討議事項について
----	---

【開会前】

○石飛副議長 開会前ですが皆様にお知らせいたします。本日、全員協議会の撮影の許可をしておりますので、お知らせいたします。

1. 開会 【9:00】

○石飛副議長 (開会・進行)

2. 議長あいさつ

○宍戸議長 皆さん、おはようございます。コロナ感染者も安芸高田市の中で出ているようになっておりますが、あわせて8月の豪雨による災害、今もって、農業者の方たちの苦労が伺えます。稲刈りが出来ないとか、野菜の収穫が出来ないとか、相当の後遺症になるというふうに思っております。また議会も終盤を迎えて、明日から決算審査が始まります。皆さん慎重なる審査をよろしくお願いいたします。以上です。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○石飛副議長 それでは、会議日程に沿って議事を進めてまいります。
これより議長報告等に入ります。議会の動きについて、議長より御報告いただきます。

○宍戸議長 今日は特にありません。

○石飛副議長 ないようですので以上で議長報告を終わります。続いて、委員長等報告に移ります。

(2) 委員長等報告

○熊高議会運営委員長 9月1日の記載のとおりで特に内容的にはありません。
○山根総務文教常任委員長 総務も定例会中の動き、ほかには特にございません。
○大下産業厚生常任委員長 (なし)
○金行予算決算常任委員長 明日21日と24日、予備日を入れて予算決算常任特別委員会がありますので皆さんよろしくお願いします。終わります。

○新田議会広報特別委員長 (なし)

○秋田監査委員 はい。8月23日に定例の例月出納検査を行いました。以上です。

○熊高芸北広域組合議会議員 (なし)

(その他の会議なし)

○石飛副議長 ただ今の委員長等報告で御意見・質疑ございますか。

(なし)

質疑がありませんので、以上で委員長等報告を終わります。

(3) その他

○石飛副議長 次に議長報告の(3)その他に移ります。皆さんから次回取り上げられたい案件や、協議の議題について意見があればお伺いします。何かござりますか。

○南澤議員 先日の一般質問でもちょっとお話ししたのですが、この度の豪雨災

害で皆さんも、住民の皆さんからいろんな声を聞かれているかと思うのですけれども、その声を集めて執行部のほうに届けるということを、議会としてやる必要があるかと思います。その件についてちょっと御検討いただきたいなというふうに考えております。

○石飛副議長

先ほどの南澤議員の市民の皆さんとの声を議会として収集して執行部へ届けるようにしたらいかがでしようかという提案でございましたが、この件につきまして皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、御意見ございませんでしょうか。

○山本（数）議員

相当言われるとるんですよね。一般質問でやるより、南澤議員が言われたように議会でまとめて同じような内容のものもあると思うんで、それはどうしたらいいんじゃないかというところまで含めて、整理したものを、執行部のほうに対応出来ないかいう訴えをするのがよいと思います。

○石飛副議長

ほかに皆様のほうより、御意見ございませんでしょうか。

○秋田議員

声を届けるというのはいいことだと思います。やってあげればいいと思うのですが、方法が各議員がそれぞれ動いてやるのか、少し集まったこういう会でやるのかがちょっとよくわからないんですが、私はやること自体、集めること自体はいいことだというふうに思います。

○石飛副議長

皆様方もう災害対策本部へ議会事務局を通して、いろんな御意見要望とか、既に出されてる方もいらっしゃると思うんですが、それをあわせて今後の対応のことについて、もう一度御意見をお伺いしたいと思います。

○熊高議員

これについては、議会あるいは議員としての災害時の対応についてということで前回の全員協でも協議をするような話が出ておりまし、議会運営委員会についてもそういった検討する必要があるだろうというような話も出ておりますので、その辺を議長どう考えておられるのか。今のような意見を早く集約をして、議会としての方向性というのを出さないと今のような意見になると思うんですよね。だから早急にそういうまとめをする必要があると思いますので、その辺についてどのように進めていくかということを御検討いただければと思います。

○石飛副議長

今、熊高議員さんのほうより、市民の御意見を収集のみならず議会対応という大きなくくりの中で、考えてみていただければどうかという提案がございました。議長の考えを言われますか、それともまだ皆さんの御意見いただきましょうか。

○宍戸議長

これまでに大枠 2 点あったと思います。1 点は、南澤議員さんの今回の 8 月豪雨における災害状況のまとめを議会としてそれを執行部へ届けるということが 1 点と、それから災害時における議会としての対

応方針をどうするのかというこの2点だろうというふうに思います。

8月豪雨における災害状況については、これからどうするかっていうことは今から皆さんの御意見を聞かしていただければと思いますが、今後の方針については事務局のほうで今準備をしていてくれておるので、その点について簡単に局長のほうで状況報告をしていただければと思います。

○森岡事務局長

先ほど議長が申しました、2点ですけれども、そのうちの1点目。災害時の議会の議員さんの動き、それからどういったことを対応するかというところにつきましては、今度24日に議会運営委員会を予定しております。そこに提案をさせていただこうと考えております。現在準備を進めておる状況でございます。議運のほうで提案させていただき、そこで決めていただいたものを、また、全員の皆さんにお伝えをさせていただく方向になると思います。

それから、災害の市民の言葉をまとめると。市長のほうに提案することにつきましては、これは今提案をいただきましたので、また議運のほうでもですね、その話をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○石飛副議長

以上、今の事務局の動きでございます。議運へのスケジュールを発表していただきました。

○山本（優）議員

今はちょっと御説明ありましたけども、以前、大分前の議会の中でも話題になったことがあると思う。前回の災害のときかな。議会は災害のときに議会として動かされたら対策本部として、どういうんかな、邪魔になるんじゃないんだけど、議会として動いてもらわないといいと。議員としては、地域の状況把握をしてそれを報告してくれるような議員の活動をしてくださいというような申合せみたいなものをしつつと思うんですよ。災害のときは、議会とか議員、議会としては動かないほうがいいというような話があったと思うんだけど、その点についてはちょっと確認してもらいたいと思います。

それともう1点の市民の声をまとめて行政、市長に報告という提案でございましたけども、今、各議員が得た情報については全部事務局でまとめて報告するようになっておりますので、わざわざ議会としてまとめる必要があるのかどうかというところがありますので、取り上げる取り上げないは、取り上げることになるんだったらそれでいいですけども、私はそう思います。

○山本（数）議員

今、南澤議員の意見に賛成しとるんですが、自分の経験からですね、これは県道なんですが、こここの水路が溢れると。どうにかしてほしい。こここの横断溝が溢れる。以前は溢れよらんかったんじやが、今は排水しない。要するに県道1本とってその症状を見てみたら、総合的に改

修を要するようなのが見えてくるんですね。それぞれあった事象を各議員が出して、これ事務局に負担がかかるんですが、これは産業厚生常任委員会のほうだと、これは総務文教常任委員会のほうだらうというふうに仕分をしてもらって、その項目を各委員会で、どう取り扱つたらいいかということを協議して、これは県への構造改革をめようじゃないかと。これは、国交省へ構造改革を求めるべきだと。市の対応とすれば市で単独事業を作つてですね、この問題解決に当たるべきだというような整理をして市長へ提言すると。こういうことにならないんかのという風に思つてます。みんなそれぞれの所属する委員会で知恵を出し合つて、答えを出してそれを提案していくのをやられたらどうかと思うんですが、手法の一端をちょっと例を言わしてもらいました。

○大下議員

皆さんの言うことはよくわかりますけど、今、市の職員が休日出勤して現地を調査に回つとるんですよ。その中で議員がどうじやこうじや言うのもどうなんかなと思うし、職員も一生懸命その現状を把握しようとして、地域を回つとるはずなんですよ。休日も出勤して。議会としても、そこらもやっぱりよう考えてやらないといけんのじゃないですか。職員の立場というもんもあるし、これははなから議員が頭ごなしにあそこが災害出とるぞと言うっていうのもいかがなものかと思うし。それはよっぽど地域で、全体で話をして見に来てくれということは、言うほうがええのかもわからんけど、そこらを気をつけて恫喝にならんように。そのほうがいいと思いますよ。職員はただ言うように動いてますから、そこらの気持ちもわかってやってほしいような気がします。

○石飛副議長

今、現在災害対策本部から復旧対策本部へ移行されて、大下議員さんが言われるように、調査、またはもう県のほうでは、県の調査官、専門家の業者も入つて調査中というのは皆さんも御存じのとおりだと思います。話が具体的になっていきりますのでちょっと締めたいんですが、南澤議員さんが言われる市民の声を議員の皆さんがあげたものを議会として取りまとめていく。その件についてを、熊高議員さんのほうが議会対応として、災害時の議会対応として、南澤議員さんの御意見も一緒に議運で諮つてみたいと。議会のほうも、事務局のほうから南澤議員の御意見を取上げて議運で諮るよう準備をするという話だったと思います。なので、これ以上具体的に話を進めるんではなくて、議運に一任させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○田邊議員

今のちょっと議論の中身を確認をしたいんですけども 24 日の議運の災害時の議会対応と、いわゆる災害後の議会としての対応っていう

のは、それも含めて議運へという、そういう認識でよろしいですか。

○南澤議員

先ほど議長の言葉にもあったけど、災害状況を議会で取りまとめるのも一つの手だと思うんですけれども、私が提案したいなと思うのは今回見つかった課題ですね。一般質問の時に話したのでちょっと重複になるんですけども、例えば消防団が出たときに、土のうを詰めるのはどこまでなのかとか、そういったことは、やっぱり市として統一の基準をある程度つくってそれを皆さんと共有しないと災害のたびにトラブルのもとになると。ボランティアにしてもですね、災害ごみが出たやつをボランティアが持っていくのかいけないのかとかですね、床下にしてもどこまでがボランティアできるのかとか、そういったことの基準をつくってほしいという要望を、行政のほうに出すべきだと考えています。それは私が回って気づいたことなんですけども、恐らく皆さんもいろんな課題。これはちゃんと線を引いておかないといけないよなとか、こういうときのルール基準をつくっておかないといけないなというふうに感じていることもあるかと思うので、そういったことの意見を出し合って、行政のほうに統一ルールをつくっていただくとか、統一のガイドラインを定めていただくということが必要ではないかなというふうに考えまして、この提案をさせていただいております。

○石飛副議長

確認ですが、南澤議員の言われるのは、専門の消防団なら消防団の細かいルールを議会が、示していくということですか。大きな話であるのは、議運で語っても問題はないのではないかでしょうか。

○南澤議員

そうですよね。災害状況をしかるべきなんですけども、それでそれ以外の今回本当に大きな災害でこれまで考えなかつたこととか、気づかなかつたことをたくさん経験されていると思うので、そのことについて、課題として見つかった点を整理して執行部にお伝えすると。それをどうルール決めるかは執行部の仕事だと思うんですけども、今これ矛盾があるなとか、どうしたらいいかわからないのか混乱のもとになっていることを、解決すべき課題を見つけてお伝えするということをしたいと思っています。

○石飛副議長

先日、一般質問で消防団がフィードバックして、それを復旧対策本部が検討するという意見を徴収して、それをフィードバックするというそっちのほうがより具体的ではないんでしょうか。それとも、もつとそれ以上に議会として調査するということでしょうか。

○南澤議員

現時点で知りうることはわかっていることがあればそれでいいと思いますし、指揮命令系統の中で上がってこない情報というのもあると思うんですね。そういったことで議員の皆さんのが、日々の活動の中で耳にしたこと、これちょっとルール決めたほうがいいんじゃないかと

か、課題があるなと思われることを収集してお伝えすればいいんじゃないかなというふうに思っています。

○金行議員

今の南澤委員の意見もごもっともだと思うのですが、ある程度消防団にしても、ボランティアにしても基準はあるんです。消防団もこの前、田邊さんがした分の基準、ある程度の基準を持ってると思います。僕も聞いたことがあります、あそこまでしてもいいと。その中でまたこういうことしたらいいと上乗せする分はまた出してもらって、今、事務局が言ったように議運でそういうものを、意見などを出してもらったときにまとめてもいいので、全然ないこともないと思いますので、そこらも、ボランティアの分でも消防団にしても、ある程度、消防団としての基準を持っているというところもあると思うのだが、全てあると限りません。確かめあって、ないとこは補充して、前に進めて議運でまた全体を通していくようにしたらいいと思いますがね。

○武岡議員

南澤議員がおっしゃったように、今回、未曾有の災害ということで、多くの課題が浮かび上がっていると思うのです。ただですね、こういった課題については当然災害対策本部の中でも錯綜した部分もあったろうと思いますし、そこらを踏まえて執行部のほうとして、こういった課題も、整理をされるんじゃないかと思うんですね。

執行部のほうも当然のことながら、議会のほうもそういった思いもあるとは思うんですが、まずは、災害対策本部を設置をされた執行部のほうに、こういった課題を抽出して整理をしていただく、それが私は1番優先順位としては高いもんだろうと思います。それを受け、例えばこういった課題はまだ漏れとるんじゃなかろうかと、そういうことがあれば、議会として改めて足らずのところをお願いしたりするというのが、私は流れとしては筋だろうと思うんですね。先ほど事務局長のありましたように、議運のほうへそこらの取扱いのほうも協議をいただくということでございますし、災害時における対応方針については議会の、これも24日の議運のほうで提案をされるということなので、それらを受けて全議員の方に報告があるんだろうと思いますので、まず議運のほうにそれを委ねるということでございましたので、私はその方向でまとめて頂きたいと思います。

○森岡事務局長

先ほど武岡議員からありました、執行部の課題の整理につきましては、災害対策本部が復旧本部へ移行しました。そのときに、市長から振り返りではないんですが、こういった課題があれば出すようにという指示がありました。それを現在、復旧対策本部のほうで取りまとめをして整理をしていく状況になっておるというところでございます。それから議運に協議をいただくことにつきましては、やはり議会として執行部のこういった対応もございますので、また議運のほうで協議

をいただくように、考えさせていただきたいと思います。

それから山本優議員からありました過去の申合せですが、先般も確認のために皆さんにはお示しをさせていただきました。先例申合せのこの冊子の 307 ページへ過去の申合わせについては、災害時における市議会議員への対応ということでございます。こういったものをさらに、昨今の状況の変化に合わせていろいろと決めていっていただきたいということで準備をして、24 日の議運に出させていただくように考えておるところでございます。

○石飛副議長

議会運営委員会が 9 月 24 日に開催予定です。議会運営委員のメンバーであれば、議運で意見が言えることができますが、メンバーでない方はその場では意見が言えません。この際しっかりと意見をいただきたいと思いますが、ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○田邊議員

前回、全員協のときに BCP について議会に対して災害時どうするかっていうのを言わせていただいて議会対応していただくという返答をいただいてるので、言わないでおこうかと思ったんですけども、やはり災害時災害後の議員としての活動と議会としての活動に、やはり改善の余地があると思う。多分、南澤議員もそう思われたので、そこをやはりもっとしっかりと議論していただきたいという新しい形といいますか、ここの申合せ事項、平成 21 年 8 月 17 日の全員協で決定されてると思うんですけど、議員が得た災害情報・被害情報は、議員対策本部または各災害対策支部へ電話、ファックス等で連絡と書いてあるので、この文を見ると議会事務局を通さないとということになるんですね。

議会事務局を通して対策本部や復旧本部に話を通すのか、もう議員が個々でやるのか、ただ議員が個々で被害状況を言おうと思うと、先日、新田議員がこんなことありましたっていう文書が市長から届くようだ。でもあれは、その状況を聞こうと議員が議員として活動をしたがために、そのように議員は勝手にちょろちょろするな。災害現場でちょろちょろするなっていうふうに言われるのも、やはりそれは筋が違うというか、議員活動が出来ないじゃないかということにはなってくると思うので、そこも含めたルールづくり、対策本部も復旧本部も事務局長が中に入られてると思うんですけど、でも議会としては、議会という組織としてはそこに関わることがないので、いわゆる議会として例えば、中に入らなくても議員もオブザーバーとして対策本部であるとか、そういうところに入れれるような仕組みというのを、今回課題だと思うのでそういうことも含めてぜひ協議していただければと思います。

○石飛副議長

御意見としてお伺いします。ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○熊高議員

議運の委員長としてちょっと確認したいということなので、私は特に個人的な意見はないんですが。議運で 24 日に諮るということで、今武岡議員さんや副議長もおっしゃったように、やっぱりこういう場で皆さんのお意見をたくさん聞いておくということが大事なんで、意見を出していただることはありがたいなと思って聞いておりました。

そこで一般質問の流れの中で、まだ、答弁等もしつくりいく答弁のものでないということも随分今回あったと思うんですけども、議員の活動としての一般質問なんですね、これ。議会全体として、あの人の一般質問はなるほどそういう課題があるなんかというふうなのを、議会として共有をしたら、そこで私は委員会が動くべきだと思うんですよ。一般質問内容が、例えば総務文教常任委員会の関係とすれば、総務文教常任委員会として、その問題は執行部の答弁じゃちょっとおかしいんじゃないかというようなことも含めて、委員会の中で取り上げていく、委員会として取り上げたことが議会全体としての動きになってくる。そういう動きが基本的には議会としてどうするなんかというところにつながっていくと思うんで。だから、そういう動きを含めて議会運営委員会としては、議会のありようを整理してくんだというふうに私は受け止めさせていただきました。

今ありましたように過去の…いいですか副委員長。言うな言うんなら言わんけど。過去の整理したことがやはり今、市長の対応がかなり以前と変わってきてますんで、それも含めてどうするなんかというような再整理をするというふうに、議運として受け止めるべきだらうなと思ってますんで、今、皆さんおっしゃったようなことも含めて新しい方向性を出してく、24 日から議会運営委員会で全部決まると私も思つてませんので、そういう流れを皆さんにまた提示をして、議会としての議員の活動から委員会あるいは議会としての最終的な動きにどう結びつけるかということは、議会の機能を高めることにならうと思いますんで、そういう方向で議会運営委員会の皆さんのお意見を吸い上げて、そんな方向に行きたいなという思いがしましたんで、私の考えは間違ってればまたいろいろ御指摘いただいて、24 日の議運に臨みたいというふうな思いで発言をさせていただきましたんで、よろしくお願ひします。

○石飛副議長

その他は御意見ございますでしょうか。ないようでしたら、9 月 24 日の件について、災害時災害後の対応のみならず、議会の在り方、大きな視点で取りまとめさせて、また皆さんに御報告できればと思っておりますが、そのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでそのようにさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

その他、ほかに何か皆さんのほうから取上げられたい案件や協議議題などがございましたら御意見をいただきたいと思いますが。

○山本（数）議員

こういう災害の時には、随分全国から義援金なんかをもらったりして、財源もすごく厳しい状況の中で何とか捻出するということが起きているのですが、先輩諸氏議員は何回かこういう場面に出くわされて、議員報酬の拠出というんですか、そういうことを提案されて実施されてきたように思うんです。今回も大きな3年前の災害に匹敵するような状況なので、ここは金額にすれば財源的にはちょっとなるかもわかりませんけど、そういった報酬の減額をして財源に充ててもらうと。こういうような行動はできんもんかなというふうに思っておりますんで、協議してもらえればと思います。

○石飛副議長

ただいま提案がありました議員報酬の減額によって、災害費へ充てもらうという提案をなされたらどうかという御意見ですがいかがでしょうか。

ないようですがこれは議員の行動で。

○新田議員

前回30年災のときにも執行部のほうからも一緒にやりませんかという形で報告をいただいたようなことを、うっすらと覚えてるんですがその辺の状況をもし事務局でわかれば教えてください。

○森岡事務局長

30年災の件ですが、ちょっと私のほうで記憶が定かでないんです。ただ、それ以降で昨年も別件ではございますが、報酬、手当をカットした実績がございます。それはコロナで状況が悪化しておるというところで執行部のほうは3役、市長、副市長、教育長がそれぞれ10%、7%、5%だったですか、ちょっともう数字も定かでないんですね、毎月、カットされております。それから、議会のほうについては毎月のカットというのは、昨年が改選の年でありましたので、新たに選ばれた議員さんも報酬カットをするべきではないというところがありましたので、一時金で20%のカットをしておるという状況がございました。災害のほうではちょっと記憶が定かでないんで、今次長が調べに参つております。

○山本（優）議員

報酬カットの意見が出ましたけども、まだ被害額も確実なものをおておりませんし、財政的にどういうふうになるかいうのもまだはつきりしていない状態でございますので、まだそのカットまでするところまではしないでいいんではないかと。今後の様子を見て財政的に非常に厳しいというようなことになれば、また皆さんと協議すればいいんじゃないかと思います。たちまちはまだ結果内容が全部出てくるまでは様子を見たほうがいいという意見でございます。

○熊高議員

財政厳しいのはもうわかったことなんで、そういう中で今、山本数

博議員おっしゃったようなことも当然視野に入ってくると思うんですね。ただ、今、山本優議員がおっしゃったように、状況がまだ十分な把握出来てない。だから 12 月に向けてそういう状況の把握をされ、議員提案として何人かの議員さんがそういう提案をされるという形で 12 月の議会で出してくるとか、またタイミングがどうかわかりませんよ。だから状況を見て、何人かの議員さんが賛同されれば、それを議会に提案されて、議会全体がジャッジをすると。判断するという方向に取り組まれれば、今の時点でこれがいいとか悪いとかいう議論はなかなか難しいと思うんですよね。そういう認識には皆さん近いと思うんですが、そういう提案方法のほうが一番議会らしいのじゃないかなという気がしますんで、私の考えですけども。

○森岡事務局長

先ほどの議員報酬の減額ですが災害について、平成 30 年 7 月の西日本豪雨の際に、議員発議として、安芸高田市議会の議員が報酬の特例に関する条例、平成 31 年 1 月 1 日から 31 年 12 月 31 日までの間、正副議長及び議員の月額報酬から 3% を減じるということで、可決となっています。

もう 1 点ありました。先ほど話をさせていただきましたコロナの関係につきましては、これも議員発議で議会の議員の期末手当の特例に関する条例ということで、昨年の 6 月の期末手当から 20% 減じるということで可決となっています。以上です。

○石飛副議長

その他、御意見ございますでしょうか。

○南澤議員

先ほど山本優さん、熊高さんからですね、様子、被害額が確定してからでもいいんではないかというようなお話あったんですけども、タイミングというのは非常に重要なというふうに思います。今回のこのタイミングで議会がそういう申出発案をするというのは、非常にタイミング的にもタイムリーで、皆さんにとっても議会、住民の側に立ってくれてるなというような印象が、皆さんがそういう印象を持たれるんじゃないかなというふうに思います。また新田議員のお話だとですね、先ほど執行部のほうからそういうお話があって議員、議会はどうでしょうかという話だったかというふうに理解したんですけども、逆に議員、議会のほうから執行部に対してそういうことを持ちかけるということもありではないかなというふうに考えます。これが 12 月になって例えば次の議会のときにですね、8 月の災害のときの分で減額しますというと、ちょっとやっぱタイミング的にはどうなのかなというふうに思うところがありまして、やるなら早いうちにこちらから先手打ったほうが、その効果が高いんじゃないかというふうに感じます。

○新田議員

南澤議員のお気持ちはよく理解はできるんですが、やっぱりここは

皆さん総意で何とかしていただきたいとの思いと、単なるパフォーマンスでやつとるわけではないんで、皆さんの気持ちで統一してやるという方向が1番望ましいとは考えます。執行部とも、別に戦ってるわけではないし、市長と戦っているわけではない。本当に皆さんの総意でこの現場を見る中で、何とか気持ち主体ということが1番大事ではないかと感じますが皆さんどうでしょうか。

○熊高議員

それぞれいろんな意見が出てますので、そういったことも含めて、やっぱり、早くやろうという人がおれば早くやりたいという人数を募って、さっき局長が報告したように議員発議という形になるという形が望ましいんだと思います。ただ以前は、議員発議と言いながら全体である程度まとまっていきよったこと也有ったんで、そのためには何人かの議員さんがいろんなその思いというのを発議の中に表現しながら、それで全体の議会が、今新田議員おっしゃったように、まとまっていくというのが望ましいんだと思いますので、そういう準備を、だから思いがある人は準備をされればいいんだと思うんですよ。それでタイミングを早いほうがいいと思う人は早く出せばいいし、もう少し状況を見て判断できるんじやないかという思いがあれば、そのタイミングにするという、それもそれぞれの議員の思いですから、それを今新田議員がおっしゃったように、全体が賛同できるような形に持つていけばどうかっていうのも、その読み方だと思うんで。

だからこういった話が出て、どんなふうにするかというのを、個別な思いと話が集まって、発議なり提案なりしていく形に結びつけば1番いいんじゃないかなというふうに思いますんで、ここで全体を決定するというのは、今の雰囲気で言えばなりにくいかなという気がします。そういう動きを、といった思いがある人が仕掛けていくということが議員活動じゃないんですか。以上です。

○山本（数）議員

あんまり不勉強のとこをいうかもわかりませんが、この場で今のようなこの議題が出たんで、どこで協議してもらえば一番いいんかなと思うて今考えたんですが、それぞれの委員会の代表がおられたりする議運のほうで、この件について、時期ですね時期の問題があつたんで、この件について、協議いただいて結論を出していただくんじやどうでしょうか。今、熊高議員が言われるように、これはやっぱり、発議者の思いの中でやっていく人が議会のやり方だと。早くやってほしい思うものは、このたび仲間を集めて発議したらどうかと。発議した中で皆さんの賛同を得るために努力をして、その機会を待つと。機会を待つような発議を採決してもらうまでにですね、自分たちの意見が通るように動いて、採決でひらいあげてもらうようなことにしてもらえないじゃないかいうことが議会運営委員会で決まれば、そのようにしてく

ださいと。それか、やっぱりこんなものはみんなで、16人が団結して対応すべきだということになつたら、それぞれどう議運の中で発議者は誰にしたらいいんかいうこともできるんでしたら、そこらまで協議していただいて、文案はもう議会の総意ということなら、事務局のほうで文案を出してもらってですね、みんなで可決のほうへ持っていくようにする方法があろうと思うんです。議運はそんなとこするところじゃないと言われたらしょうがないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○熊高議員

議運というふうに名指しされましたので、私の感覚では議運でそれをすべきじゃないというふうに思ってます。議長との関係もありますので、議長がいろいろこう諮問されるというのが大きな前提にもなっていますんで、それは今、先ほど申し上げたように、議会議員そのものがどのようにしていくんかというのが先に来るべきだと思う。どんなふうに、流れをやっていくんかというところになって初めて議会運営委員会が必要なら動くという流れだというふうに、これまでの経験も含めて役割というのはそういうふうになってると思います。

○森岡事務局長

先ほどからいろいろと御意見が出ております。新田議員のほうからは議会の総意としてやるべきということを聞かせていただいておりましすし、南澤議員のほうからは、タイミング的に今定例会がベストではないかというところの意見をいただいておるところです。

議運のほうでも、協議をすればということでございましたが、先ほど議運の委員長のほうからもありましたとおり、議運では議会運営に関することについての協議をさせていただく場です。ですから、議運で発議や、案を協議できるものについては会議規則の改正でありましたとか、そういった議会の運営に関するそういった条例改正等は協議出来ます。ただ、今回のような報酬カットでありますとかそういったことにつきましては、やはり議運からの中で協議をして進めていくべきものではないと私も思います。

今回の定例会で提案をするのであれば、この場で協議を固めておく必要があると思いますし、実際、31年災の時には12月定例会の御提案でありましたので、1月から12月という報酬カットでございました。以上です。

○金行議員

ちょっと安芸高田市のこと全体あちこちなつとるが、安芸高田市のことだけを考えてやると、これ寄附行為等とかいうのは事務局の関係ないんですよね。はい、報酬カットだけはええんか。関係ないん？

○森岡事務局長

寄附行為についてはですね、直接、金品等のやりとりが市内の有権者の方にいった場合ということですが、今回の報酬カットにつきましてはですね、寄附行為に該当するということはございません。

○山本（優）議員

いろいろタイミング的に今がいいんじゃないかということもありますが、災害は今から復旧をしていくわけです。もう長期間のあれです。タイミングがどういう意味かは私はよう理解できんのですが、災害が起きたところは安芸高田市だけではなく北広島町、広島市も同様の激甚災害、大きな被害を受けるわけですから、地域に対しても安芸高田市が動いたことによって影響を与えることもありますので、私は先ほども言いましたように、議運の委員長もおっしゃいましたが、ちょっと様子を見て出すなら 12 月ごろに向けて様子を見てから出せんだったら出したほうがいいと思います。報酬カットについて反対の立場ではありませんが、今は様子見をしたほうがいいという意見でございます。以上です。

○石飛副議長

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

（なし）

ないようでしたらこの辺で取りまとめさせていただきたいんですが、議員報酬カットの減額の発議につきましては、議員個人が発議者となって、議員皆さんの総意を得て提案するという状況へ持ち込んでいただきたいという形にすればというように思いますが、先ほど提案ありました件には案件議題として、全員協で協議は今日で終了という形にさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

議員の皆さんのが強い熱意で頑張っていただきたいと思います。

ほかに何か、取上げたい案件とか議題などがございますでしょうか。

○田邊議員

すいません、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、議会運営委員会、議員のなり立ての傍聴したいというお話をしたところ、議運は傍聴できないということを複数の方からお伺いしてたんですけども、基本条例を見ると議会運営委員会は原則公開というふうになっておりまして、傍聴できるんでしょうかできないんでしょうか。もしできるならばぜひ傍聴させていただきたいと考えているんですけども。

○森岡事務局長

議運のほうは傍聴は可能です。委員長の許可で傍聴できますので。ただ、議員さんのほうから議運が傍聴できないという話を聞かれたというのは、多分第 3 委員会室が狭いので入られませんよということでのできないということだったんだと思います。委員長の許可で傍聴は可能です。

○熊高議員

局長、この間、資料の関係で傍聴断ったことがあるじゃないですか。そんなことも少し触れとってください。

○森岡事務局長

先般、市民の方の議運の傍聴希望を断らせていただいたことがござ

います。これにつきましては、議運の定例会前の議運でございましたので、議案等をいろいろとまだ伏せておくべきものもございます。例えば人事案件につきましてとか、そういうったものについては伏せさせていただくべきものがございますので、一般傍聴は控えてくださいということでお断りをさせていただいた経緯はございます。

○石飛副議長

次回に取上げたい案件や、協議の議題などについて何か御意見があれば議員の皆さんからお願ひしたいと思いますが、ありますでしょうか。

○山本（優）議員

防災の財政支援に対する意見書を提出したいと思うんですが、ここでやったほうがいいんですか？その他のはうでやりましょうか？

○石飛副議長

その他、5番のほうでお願いします。

○南澤議員

先ほどの議運の傍聴に関連するんですけれども、同じく議会基本条例の15条の中で常任委員会も原則公開しなければならないとありますし、同じく次の16条の中で議会は広報紙の発行インターネットの配信など多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を充実しなければならないという一文があります。

現状、今委員会はインターネットでの中継をしてないかと思うんですけれども、これを機器の具合でできないというような話もあるんですが、これできるように動いていただけないかと、その辺りをお話しできればなというふうに思います。つまり委員会をインターネット中継できるようにすることを皆さんで推し進めないかという御提案です。

○國岡事務局次長

ただいまの件なんですが、本会議の傍聴規則と委員会の傍聴規程を、議会運営委員会それから全員協の中で協議させていただいた際にですね、御説明させていただいて、ちょっと前になつたので記憶にない部分があるかとは思うんですが、その際に委員会は今、物理的にここで機器がないので放送できないという課題が一つ。

それから委員会の進行の面で、すぐ、ちょっと今現状としては休憩を取って再開、休憩を取って再開というケースも多くて、進行の面でも、今後、傍聴を検討しながら徐々に進化を、委員会の議事進行についても、傍聴に耐えうる、傍聴を意識しながら今後、ますます向上できるようにという課題持っていくましようということで、まず第1弾として、その際にちょっと御回答をさせていただいておりますのよろしくお願ひします。

あと、時々個人情報とか、そういったところも発言についても注意しながら今後、委員会の運営も気をつけてしていただきましょうという課題があることも申し入れさせていただきたいと思います。以上で

す。

○石飛副議長

よろしいですね。ほかに委員会に取上げたい案件や協議議題などについて御意見がある方ございましたら御意見をお願いします。

(なし)

ないようですので(3)のその他の部分を終了し、ここで10時10分まで休憩といたします。

【暫時休憩 10:00~10:09】

4. 協議事項

(1) 各種審議会委員の選出について

○石飛副議長

休憩を閉じて再開いたします。

「各種審議会委員の選出について」を議題とします。

事務局より説明をします。

○森岡事務局長

それでは、各種審議会委員等の選任についてということで、先般9月9日付けで安芸高田市都市計画審議会委員の推薦についての依頼が参っております。これは、今回初めての委員会の委員の選任になります。都市計画に関する事項を調査審議するために、都市計画法及び安芸高田市都市計画審議会条例に基づき審議会を設置することになっております。

このたびこの審議会を設置することになりましたので、同審議会条例第3条第1項第2号の規定により、市議会から1名の方の委員の推薦をお願いしますということでございます。同条例第3条第2項の規定によりまして委員の任期は2年。途中交代の場合は後任者の任期は前任者の残任期間となりますということでございます。9月30日までの回答依頼となっております。委員会としましては都市計画審議会ということで、産業厚生常任委員会が所管となるようになっております。

ただ、この法定の委員会ではございますが建設部のほうからの要望といいますか、それは思いをお伝えさせていただきますと都市計画に関するものになりますので、基本、吉田町のこのエリアが基本となります。そういったことでできましたら、吉田の議員さんでお願いできればというところが意見としていただきております。よろしく御審議いただきたいと思います。以上です。

○熊高議員

この審議委員はいつも私、気になるんですけど、議会議員が出るのが本当にいいのかどうかというのは以前から申し上げてますけども、最終的に議会がいろいろ承認したりする事項につながっていくんでそこに議員が入つとったら、あとなかなか言えんというのを以前からずっと言ってますけども、その整理を私は早くしてほしいなと思うんですけど。出ることはやぶさかじゃないですけども、議決機関である議会議員が出るということは、それは議会を代表して出るということ

になると、そこで決まったことは、基本的にもう決定事項に近くなるんですね。その辺の考えを整理をしていただきたいというふうに思つてます。

○森岡事務局長

今、熊高議員さんから御指摘のあったことにつきましては過去もいろいろとお話が出ております。例えば、国民健康保険の運営協議会の委員も出るべきではないんじゃないかというところもございました。ただ、協議をなされた中では議会の意見を言うところがないんで、国保の委員さんに入ってもらうというのは、続けたほうがいいというような御意見であったと思います。そのところも受けてこれから課題として協議を進めることとなると思いますが、今回の部分につきましては法定審議会ということで、条例の中で市議会から 1 名という条例事項になっておりますので、このたびはその協議の前にもう条例として決まっておるもので 1 名選出をお願いしますというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○先川議員

この都市計画中央審議会も初めての構成ということですが、何名ぐらいの構成員なんですか。

○森岡事務局長

この条例事項でございますが、条例自体を今私手元に持っておりませんが、基本 10 名以下だったと思います。

○先川議員

やっぱり議会から 1 名ということならば私は議長が出るべきだと思ってます。何も吉田だけの地方都市計画ではなしに、都市計画地方審議会、県の場合はですね、非常にもう議長とかそうそうたるメンバーが出ておられるわけですよね。10 名がどういう範囲かわかりませんけれど、議会を代表してということになれば、私は議長が出られるべきだと思います。以上です。

○石飛副議長

その他御意見ござりますでしょうか。

○熊高議員

あるいは先ほど局長が話をしてくれたように、条例であるのでその条例変える以外は出る必要があるということでしょうけども、いみじくも局長もおっしゃったように、議会を代表して意見を述べる場が必要だろうということで国保等も出ておるんですが、それをこれまで事前にまとめたことがあるのか。フィードバックしてその結果をやりとりした結果があるのかということも含めて非常に現実的には実態としては動いてないんですね。今、先川議員おっしゃったように、議会を代表して出るということが基本的には大事だろうと思います。そうであれば事前に協議会の内容について、議会へ報告なり連絡をしながらやりとりするということがあれば、総意として発言するということになればそれで決定したことが議会としての総意として、流れとしてできるわけですから、そうすれば議会として、ある程度多数決で決めたことがそこに反映されれば、そういう流れであれば私はいいと思うん

ですよ、実態としてそういうふうになってないので、いかがなもんかなということです。

○児玉議員

今、熊高委員言われるのは全くそのとおりで、前回出たことがあつたんですが、結局、事前に資料くれって言うわけですよ。議会で審議するからと、この資料もらえないわけですよね。そういったところで判断となると、3人行つとったですね。そこで、議会の何にも意見も聞かずに我々賛成か反対が迫られるわけですよ。そこで、3人が賛成すると議会が賛成したと暗黙の了解じゃないんですけど、そういう認識でとられるわけですよね。だからそういう意味でいうと先ほど熊高委員が言わされたように、出す委員を議会から出すか出さないかというのをやっぱりどつかで1回議論せないけんのだろうと。

それから今回条例ということですからこれも出さないといけんわけですけども、先ほど先川議員言われたようにやっぱり議会の代表ということであれば私は町にかかわらず、議長が出られるべきだとそう思います。

○山本（数）議員

今の議会から選出を言うのは、この議会で決めてこの人に出でていただきますというふうにしないといけないですか。言えばですね、これだけ16人おれば自分はこの国保なら国保。で、今の都市計画の都市計画の分野について、4年間一生懸命取り組むんじやいう思いで、それぞれの思いで議員活動されておると思うんですね。そしたら自分に合った委員の選出を当局が言うてきたら、自薦で出でいく。自薦で行ったものは結果的に議会としての代表にはなつるんですが、ここで選出していった人と自薦で行った人では、最終的な議決関係のときには、あれが出ていて自分で出でていって自分で結論を出したんだけん、議会の代表いうても、議会全体の結論じゃないという、そういうふうに結論できると思う。

じゃが、この中から誰が行こういうんでえっと審議してですね、この方が議会を代表するのに適任だらうと。推薦という形で出したら、それはまさしく議会の代表。その人が賛成したのをですね、自分らが選んで出した人が賛成してるので、議会に提案されたら否決とこういうことになると、わしは何の為に出たんだとこうなるんで、自薦で出でいく方法もあるんじやないかというふうに思う。

その辺が、条例であつても議会から1名とかいうて書いてあるんですね、議会から選出された方1名いうような形になつとらんと思うんです。それか今の有識者3名のうち3名になつとつて、我々でですね、この3名のうち議会から1名とかいうふうになつとるんじやないかと思うんですが、出でいく形が二通りあると思うんです。意見を終わります。

○石飛副議長

議会事務局の説明によりますと、審議委員さんお1人と、都市計画については吉田町内、なんど案件については産業厚生委員会のほうからという提案でございました。今、所管が構成するということで、今までの流れではすんなりとその委員さんを選出していた経緯ですが、今議論深まっているのは、まず委員への推薦というものが、議会としてどうかという云々も議論もありますし、あとはこの都市計画マスター プランの策定するに当たって議会のトップである議長をという御意見がありました。今、推薦をすんなり受け入れれば議長を推薦した方がいいという御意見が多かったと思いますが、御異議といいますか、お2人だったと思いますが。

○大下議員

今、副議長言われたように所管が産業厚生常任委員会であれば、その中からいうことになっておるんであれば、ただ所管がそうじゃといういう反面でしょうけど、それでなおかつ吉田の町内のことが主でしようけど、そうなれば、副委員長である芦田さんか副議長の石飛さんかどちらかが出てもらえばいいんじゃないかなというふうには思います。どっちにしても出す方向でないと動けんのだろうけ、出さんでいいんだったら問題ないですけど。以上です。

○熊高議員

大下議員がおっしゃったようなことの方向でいいんだと思うんですが、条例に基づいて出さないけんというのはもう決まつとるんですから。だから出したときに議会代表としての役割をどう担うかということをしっかりと確認してほしいというのが先ほどの私の話の意見なんですよ。もう出ないといけんということをその条例を認めるとわけですから、そのところを確認いただければ、逆に言ったらどなたが出られてもいいんですよ。議会代表ということを認めれば本質的なところをちょっと確認をしてほしいということですよ。

○石飛副議長

熊高議員さんの御意見はしっかりと加味しながら、委員さんを選出していただいて、選出された委員さんはしっかりとその指針なり自覚を持って、議会人としての自覚を持って判断し、また全員協などの報告で議会で広めて報告をしていただくと、その繰り返ししかないと 思います。なので本質と言われても、本質は議会人であるということに終わると思います。以上です。

○山本（優）議員

選出するということがもうほかのことは、今、副議長が説明されたとおりで、まず議会を代表して議長を推薦するか、議会は委員会主義ですから、委員長に出てもらうかどちらかだと思うんですが、その辺を皆さんと協議したらいいんじゃないですか。もう、ほかのことはなしにして誰を出すか。議長を出すか、委員長で出してもらうかという。それ吉田町内の向こうからの要求だから、議会としては代表としては委員長出しますよでいいと思います。どちらかは二つの立場のほうか

ら選んだらいいんじゃないかと思います。以上です。

○石飛副議長

では、整理させていただきます。審議委員さんを1人ほど議会より選出するということで、今、議長、産業厚生委員長、産業厚生副委員長、石飛副議長、あとは誰でもいい。誰でもいいというとちょっとあれだけ、自薦問わず自分がなりたいという方ですよね、誰でもいい。どれか絞っていただければと思うんですが、御意見いただけますでしょうか。

○武岡議員

私はですね、やはり所管の委員長さんのほうに出ていただくのが筋だろうと思います。委員長が、これ私はちょっといたしいけえできんと言うてんなら最寄りの所管の委員会のほうでどなたかを決めてもらえばええんじやないかと思うけどね。自薦というのは、私はあり得んと思うんですね議会の代表するものですから。やはり、市議会ですね、わし自薦で出たんですけど好きなことを言いますと言われてもいけないので、やはり基本的には議会の総意の中で審議会の委員を選んだ上で出したということにしないといけないというふうに思います。

○石飛副議長

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○児玉議員

さっき言われたように、議員の自覚というか代表で出てもらってその人が判断しちゃったことに、後から議会の中で反論が出るようなことじゃあ、どうしても出る人も嫌になることがあるんで、ぜひ代表が出ちやって判断しちゃったことは尊重すると。そうしないと代表の人、非常に苦しんだ過去がありますから言いますけど、そういうことをぜひお願ひしときたいと思います。

○石飛副議長

ほかに御意見ございますか。ないですか？

(なし)

ないようでしたら、今までの流れで所管事務の委員長さんに代表になっていただいて努めていただくという方向でよろしいでしょうか。

(はい)

では、今までどおりの流れではございますが、大下産業厚生委員長に都市計画審議会の委員になっていただきます。よろしくお願ひいたします。異議なしということで決定いたしましたので、以上、各種審議会委員の選出について終了といたします。

5. その他

○石飛副議長

5番のその他の項に入ります。皆様から何かございますでしょうか。

○山本（優）議員

皆さんに提案したいんですが、今安芸高田市では大変な災害に見舞われて今復旧に向けて努力されているところでございますが、それに対する財政支援を求める意見書というもので、国へ提案していきたいと思いますので、皆さんの御理解と御賛同を同意いただければと思います。

内容について簡単に説明させていただきます。資料が御手元に届いてると思いますが、「令和3年8月豪雨災害に対する特別の財政支援を求める意見書」というタイトルで出したいと思います。中身については、「令和3年8月11日から記録的な豪雨は市内全域に多大な被害をもたらしました。土砂崩れや河川の氾濫による家屋、事業所などの損壊、浸水、農作物や農地、農業施設の被害は、市民生活や地域に多大な影響を与えています。今回の甚大な被害からの復旧復興に、再び多くの時間と多額の財政負担が必要であり、本市においては財政基盤をさらに悪化させ、市民が安心できる復旧復興がされることを求められます。よって国においては自治体が不安なく復旧復興事業に取り組めるよう、下記の項目について、さらなる財政支援に取り組むよう強く要望します。」という内容でございます。

「財政面において不安なく復旧復興事業に取り組める環境を整え、被災自治体の状況に応じた支援と、復興後の自治体運営に影響を及ぼさないよう実効性のある補正予算の追加や特別交付税の重点配分などの財政措置を講じること。」という内容でございます。提出先については、衆議院議長、参議院議長、総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣を予定しております。それからこれに対する決議案でございますが、決議については今のところはちょっと様子を見ようかと思っております。

意見書についてこのように提出したいと思いますので、皆さんの御賛同いただければ、最終日のほうに発議として提案させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

今、山本優議員より予告がございました。皆さんの配布物のほうには決議はついてませんので御了承ください。意見書のほうを配付させていただきました。

ほかに何か皆様から御意見ございますでしょうか。

これは言うて、ここで諂うこと自体がどうなんかな。

予告じゃったんじゃないですか。

予告にしても何でもできるん。ちょっと意見言わせてくださいよ。発議者の名前も予告にしてもないし、どういう流れでこれが出てきたんか分からんし、山本議員が提案されたということは分かる。中身についても全く問題ないと。総務文教常任委員会で何かありましたよね、これに近いところが。災害関連の財政基盤の安定ということが。陳情のものね、そこらとの関係も含めて総務文教常任委員会ではあれは採択されませんでしたよね。だからそういう流れもあるんで、委員会主義でありますので、そこらが継続審査になったという背景を含めてこれが出てきたという背景が私はちょっと理解できんのです。その辺

○石飛副議長

○熊高議員

○石飛副議長

○熊高議員

の確認をいただきたいと思うんです。

○森岡事務局長

総務文教常任委員会の意見書の件につきましては、この財政支援というところとはまたちょっとニュアンスが違うものでございます。意見書の中の大項目 5 項目あった中の 3 項目については、税の軽減措置をなくして、市の収入をあげましょうよと、自治体の収入を上げるためにそういう軽減措置を廃止しましょうと、しなさいというような中身でございました。軽減措置についてもコロナの関係で軽減をしておるもの、それから軽自動車税の環境性能割の部分を軽減措置をしておるもの、そういったものを廃止して市の自治体の収入を確保すべきというような内容でございましたので、そういったことについて市民の影響、市民への影響が出るものについては、今は見送るべきということで継続審査となったものでございます。

今回上がってきておるものにつきましては、いわゆる意見書、議員発議をする場合には、全員協でまずはこういった発議をしたいなどいうところを今まで出されてきておる経緯がございますので、そういうことで出されたということと理解しております。以上です。

○熊高議員

そういう流れでちょっと思いますけども、ただ総務文教常任委員会で同様の中身じゃないというふうに局長おっしゃったけども、そうであればこういったものをしっかりと総務文教常任委員会でも協議をされて、その流れで出てくるんかなあという私は感じを受け止めたんですね。これで個人の発議でいいということになれば、中身はもう全く問題ないと思いますんで、その手順というか流れというのが、委員会主義も含めてどうなんかなという気がしましたので、その辺は今局長の説明で一応わかりまして総務文教常任委員長もおっしゃったんでいいと思いますけれども、そういう流れを大事にしてほしいなという思いで私は発言させていただきます。出されることはやぶさかじゃないんです。

○石飛副議長

貴重な御意見と受け止めさせていただきます。ほかに何か皆様からございますでしょうか。

(なし)

事務局のほうより報告がございます。

○森岡事務局長

それでは、先般メールボックスのほうに入れさせていただいておりましたけれども、また、行政経済研究会のほうから文書が議長あてに参っておりましたので、それを本日持つて来ていただくようにということで御案内をさせていただきました。さらにもう一点市長のほうから、また文書が参っておりますので、これから配付をさせていただきますのでしばらくお待ちいただきたいと思います。

(資料配布)

それでは御手元に今お配りをさせていただきましたものについて
は、先般、定例会初日に皆様にお示しをさせていただきましたものと、
また別物で議員の不適切な言動についてということで出て参ったもの
でございます。読まれていただければわかりますが、執行部の一機関
においてある議員が威圧的な言動をしたということで、職員がそうい
ったことを受けたという事案が発生しておるということで、市長のほう
から不当要求行為に当たるんではないかというようなところも記述
がございます。こういったことについて各議員に秩序ある行動を徹底
するよう議会に対し改めて要請をしますということで参っております
ので、御承知おきいただきたいと思います。

それからもう 1 個ですが、安芸高田市行政経済研究会事務局長の名
前で出てきておりますが、意見交換会開催のお願いということでござ
います。これも先般来、ずっと会長も議長室へ参つていろいろと申入
れをされておりましたが、今の時点では開催が難しいということを
ずっと議長のほうは言って参つておりました。ただそは言ってもと
いうところで再三の申入れをされておるという状況がございます。そ
ういったことでこういった文書が、それぞれに参つておりますとい
ふことで御報告をさせていただきました。以上です。

○石飛副議長

その他、報告事項ございますでしょうか。

○山本（数）議員

この文を読んでいただいたら大変不良な行為をしたようなことで書
かれるとるんですが、どういうことがあったんだろうかということをこの
場を借りて、若干説明をさせていただきたいんですが。この文章読ん
だら想像を絶するような不良行為を働いたようにもなるんです。

○石飛副議長

暫時休憩といたします。休憩中の発言ですのでマスコミさんは撮影
を辞めていただきたいと思います。

【暫時休憩 10：44～10：48】

○石飛副議長

休憩を閉じて、ここで熊高議員さんの質問に対しまして議長より説
明をお願いしたいと思います。

○宍戸議長

それでは先ほど 9 月 14 日付けで議長あてに、市長から議員の不適切
な言動についてという文書が上がっております。これは先ほど休憩中
でありますが先川議員さんのほうから、まず再議書の件、それから新
田議員さんの件、いろいろあります。新田議員さんの件については、
議運のほうへ諮ってそれぞれの議員さんと職員さんの事情聴取をまず
してみたらということがありました。そういうことで事情聴取をして、
今整理中で 24 日の議運にまた報告するという方向にあります。さらに
この今日の件につきましてもこういうことがありましたが、また議運
のほうにも報告せにやいかんなという思いはしております。

ただこういうことが再々出てくるということに関して、これ本当に

公文書になる？公印が付いてありますから公文書ということになるんでしょうが、今回については議会に対して改めて要請しますということですから報告義務はないんだろうこういうふうに思います。そこらについてまた議員の皆さんの御意見を聞きながら、これから対応をしていければいいという考え方であります。以上です。

○熊高議員

こういう文書を受け取れられて、まず事実関係を確認するということがまず1番大事だと思うんですよね。そのための山本数博議員に対しての聞き取りをほんとにこんなことがあったんかと、どうなんかということも含めて、まずは聞き取りをするというのが通常のまでは第一歩だと思うんですね、あるいは執行部に対してもどういった実態としてこういうのがあったのかと。その上で問題の整理をして、議会全体に諮られる、あるいはその流れで議運に諮られるというのならいいですけども、全くこの文書が生で出てきて、こんなのきとるけえどうするんやというような投げかけじや私はちょっと困るなという気がしたんで、議長の意見から聞いたんですけども中身についての確認というのはされてないということですね。だから、山本数博議員が名指しでやられるとかのわけですよ。

まずは当事者の意見を議会の要である議長が、あなたの名前でこんなふうに出されるとか、どういうことですかというのをもうまず普通聞くと思うんですよ。それであれば議長が山本数博議員から聞いたら実態はこうだというふうなことで、じやあ執行部のほうがおかしいんじゃないかということにいろいろ協議をしていく。そういう流れができるんだと思うんですよ。

だからこの文書だけがひとり歩きするということを、私はむしろ逆に止めるべきだと思うんですよ最初に。それは私の考えですよ。これが出来たらほんとにもうひとり歩きしてますよこれ。この間の資料も全部そうですよ。それを本当に整理整頓できる手法なのかどうかということですよ。

○石飛副議長

はい。まああの手法…卵が先か鶏が先かというのを整理ができないない、立ち話で話ができるかと言ったら立ち話ではしたと。ただ、公文書には最後にありますように、議会に対して改めて要請をしますと。これは議会に対しての公文書が提出されてるということで、議長として受け止めて皆さんに配付したと。それだけのことだと思います。今後のことに対しましても当然、山本数博議員さんに対しても事情聴取、新田議員さんと同じようにどういうふうなパターンでされて、その結果を受けて、9月24日の議運に持っていくたいと、先ほど答弁がありましたとおりだというように認識しております。そのように御理解いただければと思いますが。

○山本(数)議員

心配かけとつていろいろ言って悪いんですが、今、熊高議員が発言されたように、下のここに書いてある議会に対して改めて要請をしますというのはそれは議会としての受け止めであって、上のはうに書かれていることについて事情が聴取されない中で、その内容が把握ができた上で他の議員、同僚議員さんに配られて実はこういうことの内容の中からこういう指摘を受け取るんだというような話をしてもらうならわかりますけど、皆さんこんなことがあったんですよ。後で山本議員から事情聴取しますから言うたら、熊高議員が言われたように、この文書というのはひとり歩きしますよ。何を言うたんかのと、中にはあいつなら言うだろうと。なるかもわかりませんよね。

で、私とすれば、目を通されましたけど回収していただいて整理ができた時点で市長から要請のあった件については議長を中心調査した結果、こういう結論を得たと結論をもって、同僚議員に発表していただきたいというふうに思います。以上です。

○石飛副議長

御本人様の要望ですがいかがいたしましょう。

今、事務局より、山本数博議員さんの要望もありますし、公文書ということですので議員の皆さんに見ていただいて間違いない、正しい行為であるということで確認しましたので、一応回収をさせていただくということで、ペーパーは持ち帰らずに、置いてください。事務局の方に回収いたします。

○山本(数)議員

私の提案はなかったことにしてくれということは言ってない。この公文書について何も掌握せん内容の中で、こんなことがあったんですよと言って今配られた。熊高議員が言われるのがわしは本当じや思う。事情を聴取した結果、こういう内容であったとこういう指摘に対して調べたんじやがこういう内容であった。そのものをもって、同僚議員に発表されるのが本来の姿じゃないかなというふうに思う。新田議員の件についても、だろう話しか入らんのです。ようよう調べてみたら、受け付けで許可をもらって入ったというとこを聞きましたよ。ほいじやあこの場で、新田議員のそういう発表がなかった。放り投げですよ。公文書じやけえみんなもらってもいいと言うその発想もあるかもわかりませんが、まずはあったことに対する整理をされて発表するのも一つの方法だと思いますね。以上です。

○宍戸議長

いろいろ感じ方もあるうかと思います。私のほうも実は24日に議運がありますので、そのときにという思いもあった。しかし、全員協議会が早いうちにあったので、一応皆さんに知っていただくということでお配りをいたしました。本人の気持ちも察しができますので、一応これは回収をさせていただいて、24日の議運にまた御意見を聞かせていただいて今後の対応について、もちろん新田議員さんの件も含めて

いろいろと御協議いただきたいと思います。

よって、今日の配付したこの公文書の写しについては回収をさせていただきたいと思います。以上です。

○大下議員

今の意見で、24日に議運でやろうと。やられるうことになつたんですけど、これ内容的なものを確認する上において、当然山本教博議員さんにも聞き取りもせないけんのじやないかと思いますが、担当課の窓口にもその確認はしておいていただきたいというふうに思います。片方の意見だけじやなんば山本さんが言うてないよと言うても、向こうが威圧的な発言だったといえばもうそだから、その聞き取りもお願いできればと思います。以上です。

○熊高議員

皆から議運に出される出される言うから、どんなふうになるか。今、大下議員がおっしゃっていただいたんで、だから背景なり検討する材料がないと、議運にこのペーパーだけ出されてもどうしようもないんですよ。新田議員の場合もそうだったんですよ。その中身を吟味して、議長として議運でこの部分が何か問題がありそうなんで、これを議運として検討してくれというふうに出していただきたい。それは議運が6人おっても、まずはその事実関係が確認出来んのでどう進めていいかわかりませんからね。新田議員の件も含めて、ぜひともそういった背景を議長として調査をした上で、議運に対してこんなふうにこの問題がどうなるのかということを検討いただきたいというふうに出していただきたいってことを、議運の委員長として要望しておきます。

○石飛副議長

要望として受け止めておきます。

○山根議員

執行部はハラスメントとかそれに対して条例だったかな、ちょっと記憶がしっかりとしないですが作られたと思います。その中でですね、これは市長からになってますけどそういうハラスメントを扱う、そこがしっかりと押さえていってでてきたのか。ある意味個人的に確認されていますって書いてありますけれども、どのような確認をされたのか、そこをしっかりと根拠に基づいて出されるべき。公文書はそういうもんだと思います。ただ確認されていますだけで出していいのか、こういうことがあったりだけじやなくて、その裏側両者のことを聞いて、ハラスメント対策をこの前本当に作られていると思いますんで、それに基づいて則ってやっていただいて、ここへ出てくるべきものだと思いますんでそこをちょっと抑えていただいて、どうなってるのかっていうことはちょっと必要だと思いますから、そこを確認していただいた上で、議運が扱うことなのかどうかというところになると思います。私からの意見です。

○石飛副議長

貴重な御意見として受け止めております。

ほかに何かございますでしょうか。

○児玉議員

この件じゃなく先程の意見交換の件ですがいいですか。

○石飛副議長

いいですよ。二つ、両方に報告しました。

○児玉議員

意見交換会開催のお願いと来るとるんですが、これは議長のほうから、まだ今ちょっとやらんような回答しとるんじやみたいな説明だったかと思うんですが、これ何という理由で開催を延期すると説明しとったんでしょうか。

○宍戸議長

安芸高田市議会基本条例がありまして、それで地元の住民の皆さんとの地域懇談会を開催するということでそこでやらせていただくということで申し上げております。ここに書いてある基本条例に反するのではないかというふうなこともあります、これは改めて出た話で、今のところ地域懇談会の場で、意見交換会をするという形を今までもしておりますし、たまたま昨年からコロナの関係でできておりませんが、いつできるかっていうのはまだわかりませんが、そういう話はさせていただいております。以上です。

○児玉議員

何かこの書いてある文書の中身っていうのは非常に賛同するところあって、意見交換の場は持ったらしいなと思うんですが、ただ、拒否されることみたいなの。文章の一部で恫喝のようなことが書いてあるからちょっと気に入らんと思うんですが、いずれにしましても、もし例え今はコロナでできませんけども、少人数で例えば議長副議長が行かれてやるとか、少人数だったらできると思うんですよね。これやろうと思えば。そういったこともぜひ考えていただいて、なかなかこれコロナの関係で意見交換の場が止まっていますから、ぜひいろいろ市長がこの前も回られて、それから、いろいろ御意見が来るんですよ。ところが、そういう場が持てないですか。非常につらいんで、ぜひそのこともまた考えていただければなと思いますんで、ちょっと思いだけ言っておきます。

○金行議員

今、児玉議員が言われたように、決して議長、副議長は、住民とは議論しませんとは私は1回も聞いておりません。ただいろいろなことがございまして、うへんという理由ありますが、この分は今コロナのときだから大人数だったらいろいろ問題があるかもわかりませんが、少數だったら議長も副議長の皆さんも話は聞くべきだと私は思います。以上です。

○秋田議員

私も今、児玉議員、金行議員から議員おっしゃいましたけれども、このお願い出てきとる段階で、これまで何度も何度かあったということで、議長が今まで断られたということだというふうには理解できますが、ただ、意見交換会というのは先ほどあったように、なかなか今できない状況ではあります。だからこそこれをやるというのもおかしな話に

なるかもしれません、でも、意見を聞くということは大変大事なことだし、この文書を読んでもらったらテーマを絞ってやりたいということまで言ってきてるんで、そこらあたり、議会のほうが納得できるテーマのもとにですね、それはやり方はいろいろ今から考えていかなきやいけないかもしれません、ぜひともそういうことをやられるほうが私はベターだというふうに思います。

○南澤議員

先ほどの議長がおっしゃられた理由なんですけれども、これ議会基本条例の第6条第3項で市民や市民団体NPOと懇談の場を設けると書いてあります。今、議長がおっしゃったのは5項の地域懇談会なんですけど、地域懇談会とこのNPOや市民団体と話をするとは別のことなので、地域懇談会やってるからいいやという、地域の中で受けるからいいやという話ではないというふうに認識していますが、その辺りの認識を確認させてください。

○宍戸議長

当然議会基本条例にはそういう項目、条項がございます。そこらも考慮しながらこれまでこの件にのみならず他の団体の協議も検討させていただいた経緯がございます。よって、私の考え方は基本的には条例に沿っているという判断です。

○南澤議員

条例に沿っているのであれば、地域懇談会でやってますよという答えにはならないんじゃないかと思うんですけども、地域懇談会で受けますよで、地域懇談会のほうはコロナでできませんよというのはその5番のほうの回答で、3番のほうは市民、市民団体NPOとの意見の交換の場を設けるというふうになってるので、今度こちらのほうとして、ちゃんと筋の通った回答すべきじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○宍戸議長

なかなか説明することが難しいんですけど、意見交換会の趣旨が理解できない、はっきり申し上げて。ですから今のところ、対応を保留しているという状況です。以上です。

○南澤議員

すいません今、理解できないとおっしゃった理由はちょっと理解できないんで、詳しく説明してください。

○大下議員

基本的に今回出された、事務局長からの議長あてに来るとるんですが、事務局長これ単独で出しとるんですかね。この文書で受けるわけにいからと思いますよ。ましてや下から6行目7行目の、これ恫喝ですよ完全に。こういうことを書く必要全くないじゃないですか。この財政研究会には会長もおるわけですから、事務局長が単独で出しとるとしか考えられんでしょこれは。この文書で受けるわけにはいかないと僕は思います。以上です。

○南澤議員

大下議員に伺います。今、事務局長が単独で出しているとしか思えないとおっしゃったかと思うんですけど、その根拠は何でしょうか。

○大下議員

これは文書を見たら分かるじゃないですか。事務局長の名前しかないでしょ。じゃ誰が出たんですか。誰が出したかいうたらもう事務局長しかないじゃないですかこの名前。ましてや受けなから、基本条例に抵触しますよというようなことを書く必要も全くないじゃないですか。

○南澤議員

先般、行政経済研究会の方々に声かけていただきまして、お話を伺いたいということでお会いしてきました。その際には、会長以下3名の方がいらっしゃってこれまでの経緯の中で意見交換会を行いたいと度々申入れをしているのにも関わらずかなわないと。このこと自体が議会基本条例に抵触するのではないかと。というふうにおっしゃっております。これまでの経緯があってこういう言葉になってきてるので、これ決して恫喝ではなくて事実ではないかなと私は認識してるんですけどもいかがでしょうか。

○大下議員

これ言えば堂々巡りになってしまふが、これ基本的にはもういっぺん議長が断つておられるんですから。そこにつけてまたどうこういうことも我々も言うこともないし、議長がちゃんとその会長には説明されるとるわけですから、この話はやめてください。

○石飛副議長

1時間以上回ってきました。コロナの渦の中、議会報告会も開催できない状況の中、団体と任意団体と会う意見の場が設けられないという議長の説明です。その中で、議会基本条例が云々っていうものを言われても難しいところがあると思うんですが、これは報告であって、今はコロナの渦の中できないというのが現状。それに理解していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

ではここで10分休憩として11時25分まで休憩といたします。

【暫時休憩 11:15~11:25】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

何かほかに御質問がございますでしょうか。

○田邊議員

先ほどの件なんですけども、最初今回のこの受けない理由として議長からは地域懇談会でやるから受けないというふうに断つてゐるといふふうにお聞きしたんですけども、ただ今までの議論の中でコロナだからできないというふうな話も出てきて、結局はっきりした理由がわからないんですけども、地域懇談会でやるからいわゆる市民との他の意見交換会はしなくていいのか、本来は受けたいんだけどもコロナがあるから受けれない、なのかもちょっとその辺が曖昧なので、お答えいただければと思います。

○宍戸議長

全てということになるんですけど、先ほど申しましたがその団体の意見交換会の趣旨が理解できないという部分があります。これは会長、それから事務局長、それからほかの会員さんも、議長室へ何回か来ら

れでいろいろ意見交換をしております。その中で、今回この件についてはできません、難しいですねっていうことを今申し上げております。ですからここへ事務局長から出ておりますが、何回も出されるんですけども同じ回答をするつもりでおります。

○石飛副議長

ほかに何か御意見ございませんか。

○南澤議員

今趣旨が理解できないということだったんですけども趣旨いかんにかかわらず、市民団体、NPOなどと意見交換を行う場を多様に設け、どんな御意見なのかというのを政策提案に取り入れていくことが、我々の務めなのかなというふうに考えます。理由の中で全てというふうにおっしゃったんですけれどもコロナであれば、とはいえてここでこの場で20人おる中で、会議をしているわけで、その感染拡大に対する対策をとりながらであれば少人数で行なうことは可能かと存じます。ですからできる方向を探すというふうなことで御対応いただければと思うんですけども、議長いかがでしょうか。

○宍戸議長

当然、各この団体に限らずいろんな団体がございますが、そのときそのときの状況に応じて意見交換会ができるような基本的な考え方を持ちながら、開催ができる場合にはしますということです。以上です。

○田邊議員

今回は趣旨が分からぬという中と、あといろんな意見の中で文書出された名前が、事務局長の名前であるというふうなこともあります。じゃあ例えればこれは会長名であれば受けたんでしょうか。

○大下議員

それはもう議長の判断で行われるわけですから、あくまでもこの事務局長で出とるというのは、僕が言ったことですからね。それ議長へ振ってもらったんでは困る。基本的には議会へ申し込むんであれば、団体名の会長が言うてくるべきじゃないんですか。組織と組織の問題ですよ、これ。

○田邊議員

先ほど大下議員からおっしゃられた、本来なら代表者名で出すべきだと、これもごもっともの意見だと思うんです。であるならば、そういったことをちゃんとこの団体の方にお話を、議長がいろいろされたということであれば、こういった形であれば開催できますよというお話をされてるんでしょうか。

○大下議員

今までに、会長の和田さんから申入れを受けてこられて、議長は断っておられるんですよ。それ何でそこまで、またぶり返すんかどうかいうのがようわからんのだけど、議長信じないとしょうがないでしょう。議長が決断をされるとるわけですから。これ名前が違うんで何でやらんのか、また会長の名前で出せばやるんかというのもいかがなもんかと思いますよ。議長判断がありますからね。そこは尊重してもらわんと。

○南澤議員

確かに議長一任ということだったんですけども、それは市長を含

めて 3 者でというような話だったりしたわけで、今回は基本条例に反するんではないかと指摘されて、やらないという結論、これまでどおりの結論であれば、我々が議会基本条例に基づかない行動をとろうと。そういう判断をするということだと思うんです。私、議長の判断が、議会基本条例に反するんであればそれを支持できないという立場です。ですから、この場で議長に少人数でもいいから前向きに対応する場を持つという答えをいただけなければ、やっぱりこれ容認できないと思ってます。

○熊高議員

いろいろ議論を聞きながら、私もなぜかなと思って不思議に思うんですけど、議長が趣旨が理解できないからというふうにおっしゃったんですね。その趣旨の判断はどこにあるんですか基準は。議長に趣旨の判断の一任ということは基本条例でうたってないですよね。だからそこまで議長権限があるんだったら議会基本条例にこういった趣旨のものは受け付けませんと言って明確にしておかないと市民が混乱しますよね。その趣旨という判断基準は議長どこにあるんですか。お伺いします。

○宍戸議長

これは団体と話をして感じたことを申し上げて、趣旨というふうに申し上げたんですけど。私、議長としてこれまでのその団体の会の皆さんからのお話も聞かしていただいております。そういうことも踏まえて総合的に考えて、趣旨が会長さん、それから事務局長さんの趣旨が理解できないと。こういうことです。ですから、早く言えばこれはあくまで私の感じですから、なかなか説明が難しいんですけど、今、もう少し状況を見ながら判断をしなきやならんとこういう思いで現在ではもう意見交換会は、総合的に判断をしてできないとこういう思いです。

○熊高議員

難しいですね。総合的にどこを精査すればいいかわかりませんけども。この経済研究会ですかね、これが最初市長と議会とその団体で 3 者でしようという申出があった。そのことも聞いておりますけども、その中で私も当然 3 者というのは難しいしおかしいでしょうと私も思いました。ただその経緯を含めて、今回出された文書を見ると別にそういう背景、経緯を経た上で、向こうの団体もこういった形ならやっていただけるんだろうと言って、ある意味進化して要望を出してきたんですよね。向こうも議長に対していろいろお話をしながら、そういう歩み寄りをやってきたという背景の中で今回の文章が出たんだと思います。

しかも議会基本条例の 6 条ですかその参考あたりでということになると、これを受けないということは、さっき他の議員さんもおっしゃったように、議会基本条例に反するということでこの議会基本条例を

市民にどう周知今後徹底していくのか。あるいはコロナの問題も、先ほど人数の問題もおっしゃったけども、市の議会事務局として、市との協議の上ででしょうけども、こここの部屋で25人までをするということを事務局通達で出してますよね。そういう条件でどうにかできんかという話にもなってくると思うんで、だからそこらを総合的にそれこそ判断したら、できないという理由が私には見えてこんですよ。

今私が申し上げたように具体的に、こういうことがあって総合的に判断したんだという理由をおっしゃるならいいけども、私たちが見えないところで、その団体と協議をする中でなんかイメージが悪いからことはしないほうがいいということになれば、市民との協議の場というのは、どんな市民がおるか分からんのですから、できないということを基本条例にもう附則でも書く必要が出てきますよね。その辺のことやつぱりこの際、整理したほうがいいと思いますけども、いかがですか。

○山本(優)議員

今までこの経済研究会の会長、副会長、事務局長は議長室を訪問されて何回も協議されております。そういう中で議長は判断されるとんです。だから、会わないっていうわけじゃないんですから。代表者と何回も会ってる。ただ議会全体としてはそういう会を持つのは、この何回も会って言われとる中身を私は知りませんが、そういうことによって判断されたんだろうと思います。ですから先ほど議長言われました今後、何かあれば会わないことはないとも言われておりますので、その辺で納得していただくしかないんではないかと私は思いますけども。以上です。

○田邊議員

要するに、今だから駄目。今まで何度もお話を申し込まれて、その内容がその内容では受け入れないということで議長の判断で断られたという、ここは議長の判断なんでそこは尊重するんですけども、ただあちらの団体さんのはうも最初からするとやはり内容も変わってますので、こういうことだったら話ができるのかなど、多分柔軟にいろいろ対応をされてると思うんです。

であるならば、やはりこういう形でしたらお受けすることができよということをちゃんと示してあげるほうがいいんじゃない。多分今回これで駄目だからって、多分また来られると思うんですよ。これこういう形だったら受入れますよという協議をされたほうが、近道なんじゃないかと思うんですけども。

○熊高議員

私の方に答えていただければいいです。私が言ったことに答えてないでしょまだ、議長。

○宍戸議長

この議会基本条例というのは、ある意味議会の活性化のために、また自律権にも基づくものもありますが、そういう議会と市民との間を

縮めるといいますか、いろいろ情報公開、意見交換会、地域懇談会も含めてやるということでつくっておるわけですけれど、全ての団体がですね、今どういう考えのもとに設立されて、それから活動しておられるかということもやっぱり今後の意見交換会をするに当たっては慎重な対応も必要だろうと、こういうふうに思います。

よって、議会基本条例を改正するとか附則を設けるとかっていうのは、今後の課題だろうと思いますが、当面今この団体の方との意見交換会というのは議会としては困難。

ただ、この会主催でやっていただければ、参加されるんじやないですか。先ほど南澤議員も講師かなんかで行かれたということですから、主催されていけば議員の皆さんも任意で参加ができると。こういうやり方でやつたらどうですか。やられたらどうですかということを申し上げております。

ですから議会が主催でやるというのは、現在のところ地域懇談会でやると。議会が主催でやりますから、公式にやるわけですから、また改めて1団体と公式にやるということもちょっと難しいですねということで、今までできております。ちょっと、熊高議員さんの話とごっちゃになつたわけですが、そういう状況に今ありますので、ぜひ御理解をいただきたいとこういうふうに思います。

○熊高議員

はい、ありがとうございます。今おっしゃったこんなのが議会基本条例の中には、議員の活動を一定の方向を示した部分と、議会としての在りようを示した部分の2通りあるんですね。ほかにもいろいろありますけども。その中で、議会としてどう対応するかというのがこの6条の部分ですよ。議長おっしゃるように南澤さんが個人的にやればいいじゃないかということを申入れられてるわけじゃないんですね。議会としてどうしていただけますかという問合せなんで、それにきちっと答えるということが、まず議会基本条例に沿つてあるということになればそなならざるを得んと思うんですよ。

先ほど山本(優)議員がおっしゃったように、途中でその団体とどんな話をされたかわかりませんけども、とおっしゃったけど私もわかりません。そこのおっしゃった部分でやりとりした部分で、それこそ反社会的な勢力みたいなやり方があったんかないんか。逆にただそなふうに受け止めることもできる条件になるんですよね。逆にそこをはっきりしないということになると。何があったんですかと。それこそ脅し文句でもあったんですかと。会長は結構言葉はきつい部分もあるかもわからんんですけど、そんな団体ならしないという理由にはなると思いますよ。何のやりとりがあったんですか。そんなに断らないけんようなそういう組織なんですかというふうに逆に見てしまいますよ。

その辺はどうなんですか。やりとりがどんなことがあったんですか。改めてお伺いしたいと思います。

○石飛副議長

ここで暫時休憩といたします。

【暫時休憩 11:44~12:13】

○石飛副議長

休憩を閉じて、意見交換会の件を締めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。もう一度、皆様からこの意見交換会についての御意見ございますでしょうか。

(なし)

ありませんですね。では、議長は先ほど申しましたように意見交換会はちょっと状況を見ながら今のところ見合わせるということです。ということで、今ちょっと意見交換からお断りしているという状況を皆さんに御報告させていただきました。

他の項ほかに事務局から何かございますでしょうか。

6. その他

○國岡事務局次長

それでは政務活動費の下半期の交付請求書の提出について御説明させていただきます。請求をされていらっしゃらない方申し訳ございませんが、説明にお付き合いくださいますようお願いいたします。

(資料配布)

それでは、御説明をさせていただきます。交付請求書の提出期限は9月27日月曜日としております。請求書に必要事項を御記入の上、押印いただきご提出してくださいますようお願いします。なお、振り込み口座に変更のある場合は通帳の写しの添付をお願いします。資料の裏面に記入例を記載しております。最後に注意事項としまして全員の請求書がそろわなければ、交付の手続ができませんので、提出期限厳守、提出期限内の提出をお願いいたします。

○石飛副議長

以上でその他の項説明終わります。

次に議員間討議事項についてを議題といたします。

議員間で討議が必要な案件がありますでしょうか。

(なし)

案件がありませんので、以上をもちまして本日の全員協議会を終了します。

お疲れ様でした。

7. 閉会 【12:17】